

発議第 5号

「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成27年12月15日 提出

提出者 江差町議会議員 小野 寺 真
 " " 小林 くにこ

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書

文部科学省の2014年度「学校基本調査」によれば、高等教育機関(大学・短大・高専・専修学校)への進学率は8割に達しています(過年度高卒者等を含む)。その約半数が貸与制奨学金を利用し、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業しています。今日、貸与制奨学金制度の前提である正規職員での安定した雇用制度は崩壊し、低賃金・不安定な非正規労働者が若者や女性の5割を超えています。

大卒で正規に就いても3割が3年で退職し、一旦正規から非正規になると、再び正規に戻る保障はなく、「結婚ができない」「結婚しても子どもを産み育てる自信がない」という若者が増えて深刻な社会問題となっています。

日本政府は2012年9月、国際人権規約13条2項(b)(c)の留保を撤回しました。この規約は、教育の「権利の完全な実現」のために(a)初等(b)中等(c)高等教育の無償化を柱にした保障、(e)「適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善」等を求めています。給付制奨学金を意味する(e)「適当な奨学金」については批准済みにもかかわらず、35年経過しても未だに実現されていません。

OECD加盟34カ国中、17カ国が大学授業料を無償(有償でも極めて安価)としています。授業料が有償の国にはすべて給付制奨学金がありますが、日本にはありません。日本とアイスランド以外の32カ国には給付制奨学金がありますが、アイスランドは大学の授業料は無償です。つまり、大学の授業料が有償で給付制奨学金がないのは日本だけという恥ずべき状態となっています。

日本の「教育機関への公財政支出の対GDP比(2011年度)」は3.8%でOECD諸国の中では5年連続最下位となっています。段階的にOECD平均並みの5.6%まで引き上げていけば、就学前から大学まで教育の無償化をすすめることが可能となります。一日も早く、公私ともに高校・大学の無償化を前進させ、社会全体で高校生・大学生の学びを支えることが強く求められています。

よって、江差町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1. 国は、教育予算を増やして、大学生に対する「給付制奨学金」制度をつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年12月15日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫